

電気工事士免状交付事務処理マニュアル例

令和4年10月1日

目次

1. 免状等の交付資格及び作業範囲	1
2. 免状用プラスチックカードの仕様について	1
3. 免状の交付手続き	2
3.1 免状新規交付(第一種)について	2
3.2 免状新規交付(第二種)について	4
3.3 免状再交付(第一種及び第二種)について	6
3.4 免状書換え(第一種及び第二種)について	7
3.5 その他	8
4. 状況報告等	8
4.1 月次報告	8
5. 貸与品の管理	9
5.1 貸与品	9
5. その他(Q&A)	10
【参考】	
免状交付フロー	12
【様式】	
収入証紙収納簿	13
公印影印刷物受払簿	14
実務経験確認票	15
住基ネット利用承諾者確認票	16
免状発行状況報告書	17
貸与品受領書	18

1. 免状等の交付資格及び作業範囲

○電気工事士等の資格取得のための条件一覧表

		第一種電気工事士	第二種電気工事士
作業範囲		一般用電気工作物及び最大契約電力500kW未満の自家用電気工作物に係る電気工事の作業。 ただし、自家用電気工作物に係る特殊電気工事(ネオン工事、非常用予備発電装置工事)を除く。	一般用電気工作物に係る電気工事の作業。
資格と条件	第一種電気工事士試験合格者	3年以上の実務経験	
	電気主任技術者免状取得者(電気主任技術者の資格を有する者を含む)	電気主任技術者免状の交付を受けた後又は電気事業主任技術者となった後5年以上の実務経験	
	高圧電気工事技術者試験合格者	高圧電気工事技術者試験合格後3年以上の実務経験	
	第二種電気工事士試験合格者		条件なし
	指定養成施設の修了者		条件なし

2. 免状用プラスチックカードの仕様について

奈良県では、令和4年10月1日より電気工事士免状をプラスチック製へ変更する。プラスチックカードの仕様については、電気工事士法施行規則の一部を改正する省令(令和3年経済産業省令第21号)(以下省令)に定める仕様以外に下記の条件を満たすものとする。

1. プラスチックカード仕様(第一種電気工事士、第二種電気工事士共通)

- ① カードは、縦54mm×横85.6mm×厚さ0.76mmの白色のPVC製とすること。
- ② カードはJIS X 6301 ID-1に適合すること。
- ③ カードが発行された後に文字等をボールペン等で記入したり、スタンプにより印字したりするため、裏面の全面にサインパネル加工を行うこと。記入した文字等が、容易に消えないこと。なお、裏面にはあらかじめ省令に定める内容を印刷すること。
- ④ 溶剤系化学薬品、可塑剤系化学薬品に直接触れた場合でも、サインパネル加工と印刷した文字等の印字・画像の劣化・剥がれなどが発生しないこと。また、水に直接触れた場合でも、印字・画像が劣化・剥がれ・色落ち等しないこと。
- ⑤ その他詳細な仕様については、担当職員と協議の上決定すること。

3. 免状の交付手続き

3.1 免状新規交付(第一種)について

(1) 受付

必要書類を確認し、收受する。

必要書類

① 電気工事士免状交付申請書(旧姓表記を希望の場合は旧姓で氏名を記載したもの。)

② 合格通知書等

第一種電気工事士試験合格者 : 試験結果通知書(原本)

電気主任技術者 : 電気主任技術者免状の写し^(※注1)
認定申請書^(※注2) ・履歴書^(※注3)

高圧電気工事技術者 : 高圧電気工事技術者合格書の写し^(※注1)
認定申請書^(※注2) ・履歴書^(※注3)

③ 実務経験証明書

④ 写真2枚(たて4cm×よこ3cm)

- ・申請日から6か月以内に撮影されたもの
- ・正面を向いて撮影されたもの
- ・無帽であるもの
- ・輪郭が露出しているもの

⑤ 奈良県収入証紙 6,000円(申請書に貼付したものに限る。)

⑥ 返信用封筒(返送先明記)

⑦ 以下のいずれか^(※注4)^(※注5)

- ・住民票の写し又は住民票の写しのコピー(提出を受ける日前6か月以内に作成されたもので個人番号の記載のないものに限る。)
- ・マイナンバーカードのコピー(表面のみ。裏面不要。)
- ・運転免許証のコピー(住所変更等で裏面に記載がある場合は裏面を含む。)
- ・住民票記載事項証明書又は住民票記載事項証明書のコピー(提出を受ける日前6か月以内に作成されたもので個人番号の記載のないものに限る。)
- ・その他、住所、氏名及び生年月日を確認するのに足りる書類(有効期間・期限があるものは提出を受ける日に有効なものに、その他のものにあつては提出を受ける日前6か月以内に作成されたものに限る。)

※注1 : 原本を確認し、写しに原本照合済印を押印すること。

※注2 : 認定書発行は委託者の事務であるため、受託者は受付のみ行い、認定申請書、履歴書、免状等の写し及び住民票等を県に郵送又は手交すること。

※注3 : 履歴書は、実務経験証明書で兼ねることができる。

※注4 : 奈良県では、住民票等の添付がない場合も申請を受け付け、住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を利用して情報(氏名・生年月日・住所)を確認することができる。ただし、住基ネットの使用を希望しない場合は、住民票等の添付を依頼すること。

※注5：申請者が旧姓表記を希望の場合は、旧姓の併記された添付書類(住民票の写し、マイナンバーカード、運転免許証又は住民票記載事項証明書)に限る。なお、当該住民票がなければ申請者が旧姓併記の手続きをしているか分からないため、旧姓の併記された書類の添付を必須とし、住基ネットは不可とする。

(2) 審査

必要書類を審査し、電子台帳(Excelとする)に入力する。

- ① 電気工事士免状交付申請書の記載内容を確認する。
- ② 電気工事士免状交付申請書に整理番号・交付番号を記入し、併せて別紙「収入証紙収納簿」に記載する。なお、整理番号は収入証紙収納簿の番号と同一とする。交付番号は連番となっており、欠番を出さないこと。
- ③ 実務経験については、経験年数や職務の内容等を審査する必要があるため、受託者及び委託者で審査を行う。受託者で審査^{(※注1)(※注2)}し、実務経験として認められる申請について、委託者担当職員(以下「担当職員」という。)に別紙「実務経験確認票」と実務経験証明書をメールで送信し、審査を依頼すること。担当職員は、実務経験証明書を審査し、受託者に審査結果を通知する。
- ④ 電気工事士免状交付申請書と住民票に記載された情報(氏名・生年月日・住所)の確認を行う。住基ネット利用承諾者の申請については、別紙「住基ネット利用承諾者確認票」を作成し、担当職員にメールで送信し、審査を依頼すること。担当職員は、住基ネットにより氏名(漢字の旧字体、異体字等)、生年月日及び住所(漢字表記、地番、建物表記等)を確認し、受託者に審査結果を通知する。
- ⑤ 申請者情報を電子台帳に入力する。
氏名(漢字の旧字体、異体字等)、生年月日及び住所(漢字表記、地番、建物表記等)は、一字一句正確に入力すること。なお、旧姓表記を希望する場合、旧姓のみを印字することとし、新姓は併記しない。
- ⑥ 申請者の写真^(※注3)をスキャンし、データ化する。データは電子台帳に記載の交付番号と紐づけて管理すること。

※注1：実務経験の内容が、電気工事業法の適用を受ける「一般用電気工作物」又は「契約電力又は受電電力が500kW未満の自家用電気工作物」に関する工事の場合は、実務経験の証明者が電気工事業の登録・届出を行っている電気工事業者であることが必要のため、別紙「住基ネット利用承諾者確認票」を作成し、担当職員にメールで送信し、登録・届出業者であるかを確認すること。

※注2：実務経験の内容が、電気工事業法の適用を受ける「一般用電気工作物」又は「契約電力又は受電電力が500kW未満の自家用電気工作物」に関する工事の場合は、申請者が第二種電気工事士や認定電気工事従事者等、当該工事に従事できる資格を取得している必要がある。第二種電気工事士及び認定電気工事従事者については、申請者に第二種電気工事士免状の写し又は認定電気工事従事者認定証の写しの提出を依頼すること。

※注3：データとして取り込む写真の裏に、あらかじめ申請者の氏名及び免状の種類が記載されているかを確認すること。記載されていない場合は、速やかに氏名及び免状の種類を記載し、他の者と間違えないように留意すること

(3) 起案・決裁

起案文書を作成し、決裁を受ける。

(4) 交付・施行

免状を作成し、申請者に交付する。

- ① 交付日を電子台帳に入力する。
- ② 電子台帳、写真データから免状を印刷する。
- ③ 免状並びに案内「第一種電気工事士を取得された皆様へ」及び「第一種電気工事士の定期講習制度について」を郵便(特定記録)で送付する。
- ④ 電気工事士免状交付申請書に貼付されている奈良県収入証紙に消印する。
- ⑤ 電子台帳から免状台帳(紙台帳)を印刷し、写真^(※注1)を貼り付ける。

※注1：紙台帳に貼付する写真は、あらかじめ写真の裏に申請者の氏名及び免状の種類が記載されているかを確認すること。記載されていない場合は、速やかに氏名及び免状の種類を記載し、他の者と間違えないように留意すること

3.2 免状新規交付(第二種)について

(1) 受付

必要書類を確認し、收受する。

必要書類

- ① 電気工事士免状交付申請書(旧姓表記を希望の場合は旧姓で氏名を記載したもの。)
- ② 試験合格通知書(原本)又は 養成施設修了証
- ③ 写真2枚(たて4cm×よこ3cm)
 - ・申請日から6か月以内に撮影されたもの
 - ・正面を向いて撮影されたもの
 - ・無帽であるもの
 - ・輪郭が露出しているもの
- ④ 奈良県収入証紙 5, 300円(申請書に貼付したものに限る。)
- ⑤ 返信用封筒(返送先明記)
- ⑥ 以下のいずれか^{(※注1)(※注2)}
 - ・住民票の写し又は住民票の写しのコピー(提出を受ける日前6か月以内に作成されたもので個人番号の記載のないものに限る。)
 - ・マイナンバーカードのコピー(表面のみ。裏面不要。)
 - ・運転免許証のコピー(住所変更等で裏面に記載がある場合は裏面を含む。)

- ・住民票記載事項証明書又は住民票記載事項証明書のコピー（提出を受ける日前6か月以内に作成されたもので個人番号の記載のないものに限る。）
- ・その他、住所、氏名及び生年月日を確認するのに足りる書類（有効期間・期限があるものは提出を受ける日に有効なものに、その他のものにあつては提出を受ける日前6か月以内に作成されたものに限る。）

- ※注1： 奈良県では、住民票等の添付がない場合も申請を受け付け、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）を利用して情報（氏名・生年月日・住所）を確認することができる。ただし、住基ネットの使用を希望しない場合は、住民票等の添付を依頼すること。
- ※注2： 申請者が旧姓表記を希望の場合は、旧姓の併記された添付書類（住民票の写し、マイナンバーカード、運転免許証又は住民票記載事項証明書）に限る。なお、当該住民票がなければ申請者が旧姓併記の手続きをしているか分からないため、旧姓の併記された書類の添付を必須とし、住基ネットは不可とする。
- ※注3： データとして取り込む写真の裏に、あらかじめ申請者の氏名及び免状の種類が記載されているかを確認すること。記載されていない場合は、速やかに氏名及び免状の種類を記載し、他の者と間違えないように留意すること

(2) 審査

必要書類を審査し、電子台帳(Excel とする)に入力する。

- ① 電気工事士免状交付申請書の記載内容を確認する。
- ② 電気工事士免状交付申請書に整理番号・交付番号を記入し、併せて別紙「収入証紙収納簿」に記載する。なお、整理番号は収入証紙収納簿の番号と同一とする。交付番号は連番となっており、欠番を出さないこと。
- ③ 電気工事士免状交付申請書と住民票に記載された情報（氏名・生年月日・住所）の確認を行う。住基ネット利用承諾者の申請については、別紙「住基ネット利用承諾者確認票」を作成し、担当職員にメールで送信し、審査を依頼すること。担当職員は、住基ネットにより氏名（漢字の旧字体、異体字等）、生年月日及び住所（漢字表記、地番、建物表記等）を確認し、受託者に審査結果を通知する。
- ④ 申請者情報を電子台帳に入力する。
氏名（漢字の旧字体、異体字等）、生年月日及び住所（漢字表記、地番、建物表記等）は、一字一句正確に入力すること。なお、旧姓表記を希望する場合、旧姓のみを印字することとし、新姓は併記しない。
- ⑤ 申請者の写真^(※注3)をスキャンし、データ化する。データは電子台帳に記載の交付番号と紐づけて管理すること。

(3) 起案・決裁

起案文書を作成し、決裁を受ける。

(4) 交付・施行

免状を作成し、申請者に交付する。

- ⑥ 交付日を電子台帳に入力する。
- ⑦ 電子台帳、写真データから免状を印刷する。
- ⑧ 免状並びに案内「第一種電気工事士を取得された皆様へ」及び「第一種電気工事士の定期講習制度について」を郵便(特定記録)で送付する。
- ⑨ 電気工事士免状交付申請書に貼付されている奈良県収入証紙に消印する。
- ⑩ 電子台帳から免状台帳(紙台帳)を印刷し、写真^(※注1)を貼り付ける。

※注1 : 紙台帳に貼付する写真は、あらかじめ写真の裏に申請者の氏名及び免状の種類が記載されているかを確認すること。記載されていない場合は、速やかに氏名及び免状の種類を記載し、他の者と間違えないように留意すること

3.3 免状再交付(第一種及び第二種)について

(1) 受付^(※注1)

必要書類を確認し、收受する。

必要書類

- ① 電気工事士免状再交付申請書
- ② 免状(汚損の場合)
- ③ 念書(紛失の場合)
- ④ 写真2枚(たて4cm×よこ3cm)
 - ・申請日から6か月以内に撮影されたもの
 - ・正面を向いて撮影されたもの
 - ・無帽であるもの
 - ・輪郭が露出しているもの
- ⑤ 奈良県収入証紙 2,700円(申請書に貼付したものに限る。)
- ⑥ 返信用封筒(返送先明記)

※注1 : 令和4年10月1日より免状がプラスチック製となったことに伴い、紙製の免状を持つ者からプラスチック製での再交付を求められることが想定されるが、電気工事士法施行令に基づき、再交付は「免状をよごし、損じ、又は失ったとき」に限られる。したがって、上述に該当しない場合の再交付は受け付けられないことを申請者に説明すること。

(2) 審査

必要書類を確認し、奈良県が発行した免状所有の有無を確認するよう、委託者担当職員に連絡する。

- ① 電気工事士免状再交付申請書の記載内容を確認する。
- ② 電気工事士免状再交付申請書に整理番号を記入し、併せて別紙「収入証紙収納簿」に記載する。なお、整理番号は収入証紙収納簿の番号と同一とする。
- ③ 申請のあった免状について、奈良県が発行した免状所有の有無を、担当職員にメールで確認し、紙台帳との突合を依頼する。
- ④ 担当職員の回答を受ける。

(3) 起案・決裁

起案文書を作成し、決裁を受ける。

(4) 交付・施行

免状を作成し、申請者に交付する。

- ① 再交付日を電子台帳に入力する。
- ② 新規交付と同様の手順により免状を作成し、郵便(特定記録)で送付する。
- ③ 電気工事士免状再交付申請書に貼付されている奈良県収入証紙に消印する。
- ④ 担当職員に写真^(※注1)及び再交付日を毎月の報告時に持参し、紙台帳の写真の貼り換えを依頼する。

※注1 : 紙台帳に貼付する写真は、あらかじめ写真の裏に申請者の氏名及び免状の種類が記載されているかを確認すること。記載されていない場合は、速やかに氏名及び免状の種類を記載し、他の者と混在しないよう担当職員に引き渡すこと。

3.4 免状書換え(第一種及び第二種)について

(1) 受付

必要書類を確認し、收受する。

必要書類

- ① 電気工事士免状書換え申請書(旧姓表記を希望の場合は旧姓で氏名を記載したもの。)
- ② 免状^(※注1)
- ③ 婚姻等の場合、氏名が変わったことが分かる公的な証明書(戸籍謄本等)
新姓→旧姓表記に書き換え希望の場合、旧姓併記された添付書類(住民票の写し^(※注2)、マイナンバーカード、運転免許証、住民票記載事項証明書)に限る。
- ④ 写真2枚(たて4cm×よこ3cm)
 - ・申請日から6か月以内に撮影されたもの
 - ・正面を向いて撮影されたもの
 - ・無帽であるもの
 - ・輪郭が露出しているもの
- ⑤ 奈良県収入証紙 2,700円(申請書に貼付したものに限る。)
- ⑥ 返信用封筒(返送先明記)

※注1 : 紛失時は再交付申請と同時申請となる

※注2 : 新姓→旧姓表記に書き換え希望の場合、住民票がなければ申請者が旧姓併記の手続きをしているか分からないため、旧姓の併記された書類の添付を必須とし、住基ネットは不可とする。

(2) 審査

必要書類を確認する。

- ① 電気工事士免状書換え申請書の記載内容を確認する。

- ② 電気工事士免状書換え申請書に整理番号を記入し、併せて別紙「収入証紙収納簿」に記載する。なお、整理番号は収入証紙収納簿の番号と同一とする。
- ③ 免状ソフトに全項目内容を入力する。
氏名(漢字の旧字体、異体字等)は、一字一句正確に入力する。なお、旧姓表記に書き換える場合、旧姓のみを印字することとし、新姓は併記しない。

(3) 起案・決裁

起案文書を作成し、決裁を受ける。

(4) 交付・施行

第一種電気工事士、第二種電気工事士ともに書き換えた内容で免状を作成し、申請者に交付する。

- ① 第一種電気工事士の場合は、免状ソフトに書換日を入力し、新規交付と同様の手順で免状を作成し、免状に書換内容を記載し、郵便等(特定記録)で送付する。第二種電気工事士の場合は、免状ソフトに書換日を入力し、新規交付と同様の手順で免状を作成し、郵便等(特定記録)で送付する。
- ② 電気工事士免状書換え申請書に貼付されている奈良県収入証紙に消印する。
- ③ 担当職員に書換内容、写真^(※注1)及び書換日を郵送又は手交し、紙台帳の書換、写真の貼り換えを依頼する。

※注1 : 免状及び免状台帳に貼り付ける写真は、あらかじめ写真の裏に申請者の氏名及び免状の種類が記載されているかを確認すること。記載されていない場合は、氏名及び免状の種類を記載する。

3.5 その他

(1) 第二種電気工事士免状交付(上期・下期)に関する案内書等の配布について

6月下旬・10月下旬に、一般財団法人電気技術者試験センターに対し、受験者に配布するための免状交付案内書及び申請書を必要部数作成し、送付すること。

案内書には受託者の申請受付時間、窓口等免状交付申請に関する情報を記載し、記載内容、印刷部数、印刷及び送付方法、文書送付先については、別途担当職員と打ち合わせを行うこと。

4 状況報告等

4.1 月次報告

発行した免状については、毎月分を翌月の5日までに(5日が県の休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い県の休日でない日まで、3月分及び委託業務履行期間終了月については県が指定する日まで)、別紙「免状発行状況報告書」に交付の種類毎に件数、金額等を記載し、受理した申請書類、別紙「公印印影印刷物受払簿」、紙台帳、電子台帳データ及び別紙「収入証紙収納簿」を発注者に提出し、検査を受けること。

5 貸与品の管理

5.1 貸与品

委託者からの貸与品については、貸与品の受け取りの際に、別紙「貸与品受領書」に署名及び押印のうえ、委託者に提出すること。

なお、貸与品については、紛失及び破損しないように適切に管理し、委託業務完了後に直ちに発注者に返却すること。

6 その他(Q&A)

番号	質問	回答
1	「久」「塚」「家」「八」「穴」「公」「松」等の文字は、フォントやパソコンによっては2種類以上の字体で変換される場合があるが、どの字体で記載すればよいか。	原則、担当職員に確認してください。左記の漢字については、外字を使用しないでください。
2	新規申請の際、試験結果通知書に記載の氏名と申請書の氏名が婚姻等により一致しない場合(旧姓表記を希望する場合を除く。)、どうすればよいか。	試験結果通知書に記載の者と申請者が同一人物であることを証する公的書類(戸籍謄本又は旧姓併記された添付書類(住民票の写し、マイナンバーカード、運転免許証、住民票記載事項証明書(住基ネット不可))の添付を追加で依頼してください。
3	新規申請の際、試験結果通知書に記載の新姓ではなく、旧姓表記を希望する場合、添付書類は何を求めるか。	本文3. 1(第一種)、3. 2(第二種)のとおりです。
4	新規申請の際、試験結果通知書に記載の旧姓のとおり旧姓表記を希望する場合、添付書類は何を求めるか。	本文3. 1(第一種)、3. 2(第二種)のとおりです。
5	新姓に書換え済みの第二種免状を持っている者で第一種免状の交付申請を旧姓でする場合、第二種免状も旧姓に書換え申請が必要か。	統一させる必要はなく、申請者の意思に従ってください。
6	電気工事士と他の資格(電気主任技術者、認定電気工事従事者)とで、旧姓表記か新姓表記かを統一しなければならないか。	統一させる必要はなく、申請者の意思に従ってください。
7	旧姓を使用する場合で申請者が新姓の併記を希望する場合、どうすればよいか。	免状に印字するのは旧姓のみにしてください。
8	旧姓表記の意思表示はどのように確認すればよいか。別途、書面の提出が必要か。	申請書に記載の氏名が旧姓であること、旧姓の併記された住民票等の添付があること、窓口で確認できる場合は本人に聞くこと、をもって確認してください。
9	旧姓使用の理由は、婚姻に限らず両親の離婚や養子縁組等の場合も認められるか。	婚姻以外も旧姓使用を認めることで差し支えありません。
10	住民票に代わる書類としては具体的にどのようなものを想定しているのか。	原則、マイナンバーカード、運転免許証、住民票記載事項証明書とします。その他、住所、氏名及び生年月日を確認するのに足りる書類(有効期間・期限があるものは提出を受ける日に有効なものに、その他のものにあつては提出を受ける日前6か月以内に作成されたものに限る。)について、他の書類の提出があったときは、県担当者に相談して下さい。

11	提出先の機関が提出を受ける日6か月以内に作成されたものとは、具体的にはいつ以降のものに作成されたものが有効になるか。	例えば、7月10日に提出先の機関が提出を受けた場合は、1月10日以降に作成されたものが有効です。
----	--	--

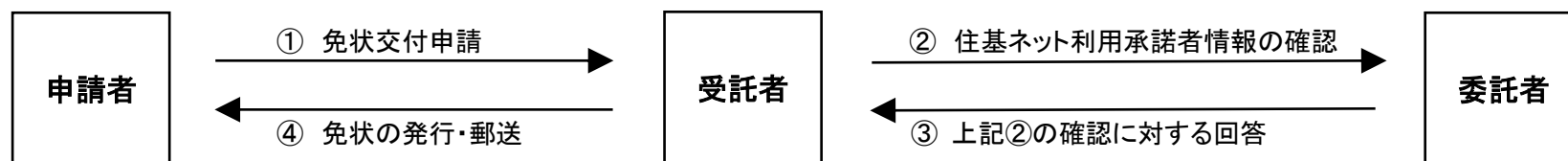
【参考】

免状交付フロー

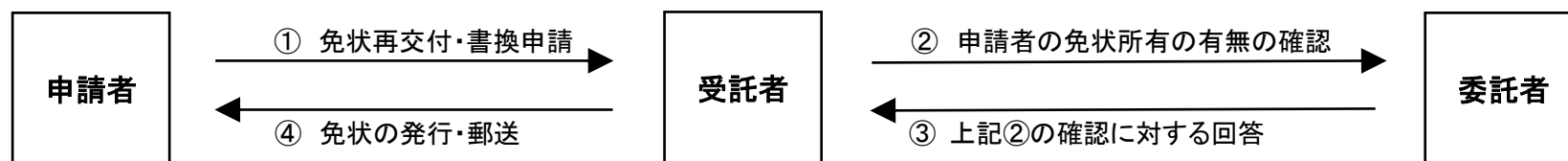
◆ 第一種電気工事士免状新規交付フロー



◆ 第二種電気工事士免状新規交付フロー



◆ 電気工事士免状再交付及び書換えフロー（第一種及び第二種）



実務経験確認票

メール送信元：メールアドレスを記載

作業責任者氏名：

番号	氏名	実務経験1		実務経験2	
		内容	実務経験証明者	内容	実務経験証明者
1		別紙実務経験証明書		別紙実務経験証明書	
県確認					
2		別紙実務経験証明書		別紙実務経験証明書	
県確認					
3		別紙実務経験証明書		別紙実務経験証明書	
県確認					
4		別紙実務経験証明書		別紙実務経験証明書	
県確認					
5		別紙実務経験証明書		別紙実務経験証明書	
県確認					
6		別紙実務経験証明書		別紙実務経験証明書	
県確認					
7		別紙実務経験証明書		別紙実務経験証明書	
県確認					
8		別紙実務経験証明書		別紙実務経験証明書	
県確認					

※確認出来た場合は○を、出来ない場合は内容を県が記載し、メールで返信します。

奈良県 担当職員 職氏名：

奈良県 担当職員 職氏名：

年 月 日

住基ネット利用承諾者確認票

メール送信元 : メールアドレスを記載

作業責任者氏名 :

番号	免状の 種類	ひらがな 氏 名	生年月日	住 所
1	一種 二種			
県確認				
2	一種 二種			
県確認				
3	一種 二種			
県確認				
4	一種 二種			
県確認				
5	一種 二種			
県確認				
6	一種 二種			
県確認				
7	一種 二種			
県確認				
8	一種 二種			
県確認				

※確認出来た場合は○を、出来ない場合は内容を県が記載し、メールで返信します。

奈良県 担当職員 職氏名 : _____

奈良県 担当職員 職氏名 : _____

年 月 日

奈良県知事 殿

受託者 住所
氏名

免状発行状況報告書(年 月分)

年 月に発行した電気工事士の免状について、下記のとおり報告します。

	単価	件数	前月までの累計		今月までの累計	
			件数	金額	件数	金額
第一種電気工事士 新規交付	6,000					
第二種電気工事士 新規交付	5,300					
第一種電気工事士 再交付	2,700					
第二種電気工事士 再交付	2,700					
第一種電気工事士 書換	2,700					
第二種電気工事士 書換	2,700					

年 月 日

奈良県知事 殿

受託者 住所
氏名

貸与品受領書

電気工事士免状交付事務業務委託に関する貸与品を下記のとおり受領しました。

1. 貸与品

貸与品名	数量

2. 貸与品の受領年月日

____年 月 日 受領